

規制改革実施計画

平成 28 年 6 月 2 日

閣 議 決 定

規制改革実施計画 目次

I	共通的事項	
1	本計画の目的	1
2	本計画の基本的性格	1
3	規制改革の推進に当たっての基本的考え方	2
4	改革の重点分野	2
5	規制改革ホットラインの設置	2
6	国際先端テストの実施	2
7	規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）	3
8	計画のフォローアップ	3
II	分野別措置事項	
1	健康・医療分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	4
(2)	個別措置事項	
①	在宅での看取りにおける規制の見直し	5
②	薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し	5
③	診療報酬の審査の効率化と統一性の確保	6
④	一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し	7
2	雇用分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	8
(2)	個別措置事項	
①	就職・転職が安心してできる仕組みづくり	9
②	健康・安全・安心して働ける職場づくり	10
③	公平な処遇で活躍できる仕組みづくり	10
3	農業分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	11
(2)	個別措置事項	
①	牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	12
②	生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組	13
4	投資促進等分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	14
(2)	個別措置事項	
①	経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し	15
②	インバウンド・観光関連の規制の見直し	17
③	エネルギー・環境関連の規制の見直し	18
④	その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し	19
5	地域活性化分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	22
(2)	個別措置事項	
①	民泊サービスにおける規制改革	23
②	地方における規制改革	24
③	建築物・土地利用関連規制の見直し	25
④	その他地域活性化に資する規制の見直し	26

規制改革実施計画

〔平成 28 年 6 月 2 日〕
閣 議 決 定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この課題に強力かつ着実に取り組むため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、平成 25 年以降の 3 次にわたり「規制改革に関する答申」が提出されていたが、その後引き続き成長戦略の推進及び国民への多様な選択肢の提供につながる規制改革を中心に検討を行い、平成 28 年 5 月 19 日に「規制改革に関する第 4 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1 本計画の目的

本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めることを目的とする。

2 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革に関する第 4 次答申」（平成 28 年 5 月 19 日規制改革会議）により示された規制改革事項について、それぞれ期限を切って取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

内外の社会構造や経済構造等の変化に伴い、規制改革は常に進めていく必要がある。

その上で、近年の規制改革に求められる意義として、その経済政策としての位置付けが挙げられる。規制改革の推進により、ヒト・モノ・カネ・情報が成長に向かって動き出すような状況を整備していくことが重要な課題となっている。

さらに、国民生活に密接な関係を持つ諸分野における規制改革を通じて、国民ニーズに対応した多様な選択肢を提供できる環境を整備することも必要である。

このため、規制改革により、以下の点の実現を図る必要がある。

- ①経済環境の変化に適応して、イノベーションを喚起する。
- ②技術革新等による新製品・新サービスを国民が享受できるようにする。
- ③女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を發揮できる社会を実現するとともに、人口減少社会が進む中、経済を再生して成長力を強化する視点から円滑な労働移動を支えるシステムの整備を進める。
- ④地域活性化の阻害要因となっている規制を取り除く。

4 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革に関する第4次答申」を踏まえ、また、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」を改革の重点分野とする。

5 規制改革ホットラインの設置

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、常時受け付け、迅速に対応することとし、内閣府に「規制改革ホットライン」を平成25年3月に設置した。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民各層からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

6 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」、「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性に

ついて、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものである。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国際的な比較も行い、検討に反映させていくという視点も重要である。

7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）

各府省が所管する多数の規制をより適時に実効性ある形で見直していくため、平成26年6月の規制改革実施計画に基づき、所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）が構築された。

この規制レビューの取組を今後も継続しつつ、更に効果的なシステムへと発展させるための改善方策についても検討していく必要がある。

また、規制所管府省が事前評価を行った規制について、以下のとおり、規制レビューと規制の事前評価の連携を図ることとする。

- ① 規制所管府省において、規制シートの作成に当たり、事前評価書を添付するとともに、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施する。
- ② 総務省において、規制所管府省による上記の事後検証について点検を行う。

今後、当該規制の見直しの議論を行う際には、上記の規制所管府省による事後検証及び総務省による点検の結果も活用することが適当である。

なお、規制所管府省が事前評価を行っていない規制については、これまでと同様に、規制シートの作成及び公表の取組を行うことが必要である。

8 計画のフォローアップ

本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要である。